

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア
技術協力業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務
- 2 業務場所 別紙「輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務
特記仕様書」による
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで
- 4 業務委託料 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
- 5 業務委託料の支払 部分払回数 回 以内
- 6 契約保証金額 ￥ ー
- 7 特則条項 別紙のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市
輪島市長

受注者

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

| | | | |
|----|----|---|---|
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

| | | | |
|----|----|---|---|
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |
| 令和 | 年度 | 金 | 円 |

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 受注者は、当該年度の履行高部分に対する業務委託料相当額の部分払を請求することができる。ただし、この場合の部分払の請求は、輪島市業務委託標準請負契約約款第37条第1項の回数に含まないものとする。